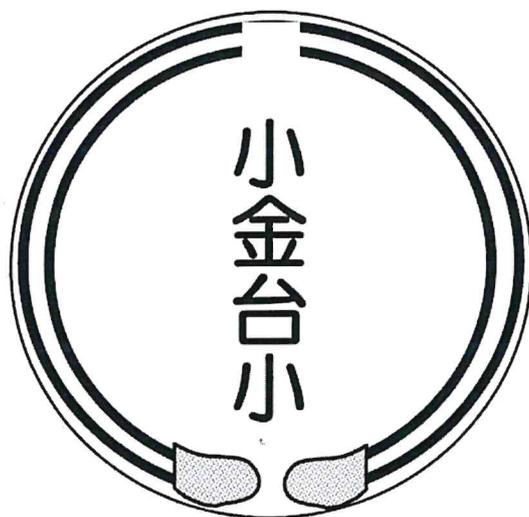


令和6年度

PTA総会

議案書



小中一貫校 彩和学園

富田林市立小金台小学校 PTA

令和6年度 PTA 総会 議案

第1号議案 令和5年度 活動報告について

第2号議案 令和5年度 会計決算報告について

第3号議案 令和6年度 富田林市立小金台小学校 PTA 規約改定(案)について

第4号議案 令和6年度 富田林市立小金台小学校 PTA 実行委員会細則改定(案)について

第5号議案 令和6年度 PTA 本部役員の選任(案)について

第6号議案 令和6年度 活動計画(案)について

第7号議案 令和6年度 会計予算(案)について

令和6年4月23日

上記議案を PTA 総会に提出する。

小中一貫校 彩和学園

富田林市立小金台小学校 PTA

令和5年度 会長 森本 圭一

第1号議案 令和5年度活動報告について

令和5年度活動報告について下記の通りご報告いたします。

地区委員

1学期の実行委員会に併せて地区委員も会合を開き、本部・部員間で業務を引き継ぎ、情報を密にした。

地区委員は立番ポイントに月3回程度の立番を実施した。

また、2ヶ月に1回程度の夜間パトロール、ふれあい夏祭り後の見回りパトロール、だんじりパトロールに参加した。

昨年より引き継いだ、こども110番の家の洗い出し、継続意志の可否を確認した。

広報部

5月に第1回実行委員会を実施、代表を決定するとともに活動内容の共有、広報誌発行予定など年間スケジュールを確認するとともに、活動のためのLINEグループを作成、年2回の広報誌「こがねひら」の発行を行った。

また、学年委員として校内清掃など学校行事のほか、ふれあい祭りでの自転車整備を行った。さらに、3月には第2回実行委員会へ参加し活動報告を行った。

5月19日 第1回実行委員会の実施

5月22日～6月7日 広報誌1学期号発行準備

7月18日 広報誌1学期号発行

12月13日～3月6日 広報誌3学期号発行準備

3月13日 広報誌3学期号発行

文化部

5月に実行委員会を開催、学年委員の中から代表を決定、主にイエローレシートだよりの発行を行い、新たな取り組みとして9月以降はさくら連絡網を活用する方法とした。

さらに、学年委員としてクリーン作戦など学校行事の他、夏祭り自転車整理の手伝いを行った。

5月19日 第1回実行委員会において、学年委員の中から代表1名・部員6名が決定。

6月 イエローレシートだより印刷・発行

9月 イエローレシートだより発行（さくら連絡網にて配信）

12月 イエローレシートだより発行（さくら連絡網にて配信）

2月 イエローレシートだより発行（さくら連絡網にて配信）

本部

今年度、5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことで、ようやく学校行事や地域活動とともに流行前の規模に戻ることが出来た。

学校全体のPTA活動として、彩和学園となり初めて小中PTA合同での学園PTA集会の実施、運動会は入場規制なく行い、校内クリーン作戦では想定以上の多くの方に積極的にご参加いただくことで、トイレ清掃だけでなく数年ぶりの特別教室のカーテン清掃を実施、後日行ったアンケートでは年に複数回行うべき

とのありがたいご意見もいただき励みとなった。さらに、タイムアタックも滞りなく開催することができ、年初計画通りの活動となった。

地域行事への参画においては、数年ぶりとなるすこやかネット明治池主催の飲食を伴う大規模なふれあい祭りへ参加、現役本部役員のだれもが経験したことのない規模であり戸惑う場面もあった。しかし、ふれあい祭りやみんなの町のクリーン大作戦の場において多くの子供たちと交流ができ、たくさんの笑顔を見ることができた。

具体的な活動実績については以下の表をご確認ください。

令和5年度PTA 本部役員活動実績			
月	本部（校内）	校外	備考
4	本部役員会（引継ぎ）	すこやかネット全体会議	
5	PTA総会（書面） PTA実行委員会 学園PTA会議（リモート）		
6	本部役員会 学園PTA集会 子育て部会	すこやかネット全体会議 ふれあい夏祭り実行委員会 夜間パトロール みんなの町のクリーン大作戦 生徒指導研修会	市PTA連絡協議会 （書面総会）
7	本部役員会（ZOOM）	すこやかネット全体会議 ふれあい夏祭り 交通事故をなくす運動 学園協議会	
8		夜間パトロール（当月3回） 夏祭り反省会会議	PTA連絡協議会代 表者会議
9	本部役員会	すこやかネット全体会議	
10	運動会	すこやかネット全体会議 だんじりパトロール	
11	本部役員会 PTA校内クリーン作戦	すこやかネット全体会議 学園協議会	

12	タイムアタック	すこやかネット全体会議 夜間パトロール	
1	本部役員会	すこやかネット全体会議 大阪府PTA研究会 子育て部会会議 コミュニティースクール研修 会	
2		すこやかネット全体会議 夜間パトロール 人権フェア（防災教室） 防災訓練	寺子屋プロジェクト および人権フェア in明治池
3	本部役員会 卒業式(会長)	中学校卒業式 みんなの町のクリーン大作戦 学園協議会 すこやかネット全体会議	
4	入学式 本部役員会(引継ぎ)		

第2号議案

令和5年度 富田林市立小金台小学校PTA会計 決算報告書

令和6年3月31日現在

(1)収入の部

款	予算額(円)	執行額(円)	備考
会費	1,520,000	1,547,000	200円×7735口
前年度繰越金	280,283	280,283	
雑収入	70,000	76,905	防犯灯補助金、ふれあい祭り、寄付
預金利息	3	4	
合計	1,870,286	1,904,192	

(2)支出の部

款	項	目	予算額(円)	執行額(円)	備考	
活動費	会議費	会議費	10,000	0	会議賄い等	
	事務費	事務費	125,000	63,864	消耗品費(印刷用紙、封筒代)、コピーレンタル代、	
	PTA保険費	PTA保険費	125,000	119,846	PTA行事保険代	
	連P分担金	連P分担金	68,000	66,800	市PTA負担金、すこやかネット負担金	
	事業費	本部事業費	本部事業費	90,000	89,336	本部行事の費用等
		文化部	文化部	10,000	0	部行事の費用等
		広報部	広報部	120,000	94,600	部行事の費用等
		地区委員会	地区委員会	10,000	0	部行事の費用等
	慶弔費	慶弔費	10,000	0	お見舞い金等	
	旅費	旅費	5,000	0	研修会参加交通費等	
行事関係補助費	入学式関係補助費	入学式関係補助費	45,000	37,540	入学祝い品等	
	卒業式関係補助費	卒業式関係補助費	185,000	215,560	卒業証書ファイル等	
教育振興補助費	環境整備費	環境整備費	300,000	126,114	学校環境整備費	
	教具教材充実費	教具教材充実費	90,000	92,594	教材教具購入費等	
	体育充実費	体育充実費	180,000	169,009	運動会参加賞等	
	情報教育促進費	情報教育促進費	30,000	799	パソコン関係消耗品等	
	教育相談活動促進費	教育相談活動促進費	5,000	0	相談室活動整備費	
	教育活動促進費	教育活動促進費	140,000	134,073	教育活動促進消耗品費	
	小中一貫教育活動促進費	小中一貫教育活動促進費	50,000	59,175	小中教育活動促進消耗品費	
児童安全対策管理費	児童安全対策管理費	20,000	22,941	透明パーテーション等		
40周年積立金	40周年積立金	100,000	100,000	40周年積立金		
50周年積立金	50周年積立金	50,000	50,000	50周年積立金		
図書室等充実補助金	図書室等充実補助金	85,000	85,704	図書室等充実の費用等		
補助金	サークル活動補助金	10,000	10,000	サークル活動充実の費用等		
予備費		7,286				
合計		1,870,286	1,537,955			

差引残高 366,237 円

収入総額 1,904,192

支出総額 1,537,955

差引残高 366,237 円は、令和5年度に繰り越します。

PTA会計 平畑 旭

PTA会計 三好 崇浩

以上、慎重に監査いたしましたところ、適正に執行されていることを認めます。

PTA会計監査 井本 亜紀子

第3号議案 令和6年度 富田林市立小金台小学校PTA規約改訂（案）について

富田林市立小金台小学校PTA規約改定について下記および別紙の通り同意を求めます

【現行】

第4章 役員及び委員

第1節 本部役員

(本部役員の設置)

第12条 本会に次の本部役員をおく。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長3名
- (3) 書記2名(内教職員1名)
- (4) 会計2名(内教職員1名)
- (5) 会計監査1名(本会児童の旧年度本部役員)

2 前項第2号から第5号に定める本部役員の人数は標準人数とし、活動の必要に応じ、第35条に定める実行委員会において変更することができる。

3 前項第3号及び第4号に定める教職員は、原則として書記は教務主任、会計は教頭とする。

4 本会に顧問を置くことができる。

(本部役員の任期)

第13条 役員は2カ年とする(会計監査は1カ年とする)。ただしやむをえない事情と認められる場合は、延長または短縮することができる。

(本部役員の選出)

第14条 役員は次の方法で行う。

- (1) 役員は本会の他の委員を兼ねることができない。
- (2) 役員候補者を決めるため本部役員推薦委員会を設ける。
- (3) 役員は本部役員推薦委員会で候補者として推薦され、総会で多数決をもって選出される。
- (4) 前項候補者のほかに適当と認められる者がある場合は役員を選出する総会で推薦することができる。ただしその氏名をあらかじめ推薦委員会に通告しておかなければならない
- (5) 役員候補者の推薦は、いずれの場合でも、被推薦者の同意を得なければならない。
- (6) 役員に欠員が生じた場合には、実行委員会が補充することができる。ただしその任期は前任者の残任期間とし、次期総会において承認を得なければならない。

【提案】

第4章 役員及び委員

第1節 本部役員

(本部役員の設置)

第12条 本会に次の本部役員をおく。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長3名
- (3) 書記2名(内教職員1名)
- (4) 会計2名(内教職員1名)
- (5) 会計監査1名(本会児童の旧年度本部役員)

2 前項第2号から第5号に定める本部役員の人数は標準人数とし、活動の必要に応じ、第35条に定める実行委員会において変更することができる。

3 前項第3号及び第4号に定める教職員は、原則として書記は教務主任、会計は教頭とする。

4 本会に顧問を置くことができる。

(本部役員の任期)

第13条 役員は2カ年とする(会計監査は1カ年とする)。ただしやむをえない事情と認められる場合は、延長または短縮することができる。

(本部役員の選出)

第14条 役員は次の方法で行う。

- (1) 役員は**第12条第4号に定める会計を除き**、本会の他の委員を兼ねることができない。
- (2) 役員候補者を決めるため本部役員推薦委員会を設ける。
- (3) 役員は本部役員推薦委員会で候補者として推薦され、総会で多数決をもって選出される。
- (4) 前項候補者のほかに適当と認められる者がある場合は役員を選出する総会で推薦することができる。ただしその氏名をあらかじめ推薦委員会に通告しておかなければならない
- (5) 役員候補者の推薦は、いずれの場合でも、被推薦者の同意を得なければならない。
- (6) 役員に欠員が生じた場合には、実行委員会が補充することができる。ただしその任期は前任者の残任期間とし、次期総会において承認を得なければならない。

【現行】

(本部役員の職務)

第15条 本部役員は次のとおりである。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括し、必要に応じ各会議を招集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が不在の場合はこれを代行する。
- (3) 書記は本会の庶務に当たり総会、集会の議事ならびに本会の活動についての重要事項を記録する。
- (4) 会計は本会の一切の会計事務を処理し、もめがあれば何時でも会計簿を委員の閲覧に供する。また総会に会計監査を経て決算報告する。
- (5) 会計監査は本会の経理を監督し、監査の結果を総会で報告する。

第2節 学年委員

(学年委員の設置)

第16条 学年委員は、学年ごとのクラス数を最大数として配置する。

(学年委員の職務)

第17条 学年委員は、次の活動を行う。

- (1) 学級懇談会等、PTA会員の交流を図る活動への参加。
 - (2) 学年教育及び行事、環境整備におけるPTA活動及び啓発。
 - (3) 会長委嘱による専門部活動。
 - (4) その他、必要な活動。
- 2 前項に定める活動は、各学年担任及びPTA本部役員と協力して推進する。
- (学年委員の選出)
- 第18条 学年委員は、立候補、互選、紙上投票等によって選出し、会長がこれを委嘱する。
- (学年委員の任期)
- 第19条 学年委員の任期は、各学年において選出された時に始まり、学年末までとする。
- 2 前項にかかわらず、第1学年から第5学年の学年委員は、学年末以降も翌年度の総会までの期間に限って、活動を行うことがある。

【提案】

(本部役員の職務)

第15条 本部役員は次のとおりである。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括し、必要に応じ各会議を招集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が不在の場合はこれを代行する。
- (3) 書記は本会の庶務に当たり総会、集会の議事ならびに本会の活動についての重要事項を記録する。
- (4) 会計は本会の一切の会計事務を処理し、もめがあれば何時でも会計簿を委員の閲覧に供する。また総会に会計監査を経て決算報告する。
- (5) 会計監査は本会の経理を監督し、監査の結果を総会で報告する。

第2節 学年委員

(学年委員の設置)

第16条 学年委員は、学年ごとのクラス数を最大数として配置する。

(学年委員の職務)

第17条 学年委員は、次の活動を行う。

- (1) 学級懇談会等、PTA会員の交流を図る活動への参加。
 - (2) 学年教育及び行事、環境整備におけるPTA活動及び啓発。
 - (3) 会長委嘱による**専門部**活動。
 - (4) その他、必要な活動。
- 2 前項に定める活動は、各学年担任及びPTA本部役員と協力して推進する。
- (学年委員の選出)
- 第18条 学年委員は、立候補、互選、紙上投票等によって選出し、会長がこれを委嘱する。
- (学年委員の任期)
- 第19条 学年委員の任期は、各学年において選出された時に始まり、学年末までとする。
- 2 前項にかかわらず、第1学年から第5学年の学年委員は、学年末以降も翌年度の総会までの期間に限って、活動を行うことがある。

【現行】

第5章 機関

第1節 通則

(機関の設置)

第25条 本会を運営するために、次の機関をおく。

(1)総会

(2)実行委員会

(3)本部役員会

(4)専門部

ア 文化部

イ 広報部

(5)特別委員会

ア 本部役員候補推薦委員会

イ その他臨時に設置する委員会

第2節 総会

(総会の構成)

第26条 総会は、本会の最高議決機関で、全会員によって構成する。

(総会の開催)

第27条 総会を年1回以上開催する。開催にあたっては、日時、場所、議案を開催の5日前までに通知しなければならない。

2 次の各号の1の場合、会長は臨時の総会を招集する。

(1)全会員の5分の1以上から開催要求があったとき。

(2)実行委員会が必要と認めた場合。

(3)会長が必要と認めたとき。

3 止むを得ず総会を開催出来ない場合、実行委員会をもって総会に代えることができる。ただしこの場合には次期総会で承認を得なければならない。

【提案】

第5章 機関

第1節 通則

(機関の設置)

第25条 本会を運営するために、次の機関をおく。

(1)総会

(2)実行委員会

(3)本部役員会

(4)学年委員会

(5)特別委員会

ア 本部役員候補推薦委員会

イ その他臨時に設置する委員会

第2節 総会

(総会の構成)

第26条 総会は、本会の最高議決機関で、全会員によって構成する。

(総会の開催)

第27条 総会を年1回以上開催する。開催にあたっては、日時、場所、議案を開催の5日前までに通知しなければならない。

2 次の各号の1の場合、会長は臨時の総会を招集する。

(1)全会員の5分の1以上から開催要求があったとき。

(2)実行委員会が必要と認めた場合。

(3)会長が必要と認めたとき。

3 止むを得ず総会を開催出来ない場合、実行委員会をもって総会に代えることができる。ただしこの場合には次期総会で承認を得なければならない。

【現行】

第3節 実行委員会

(実行委員会の構成)

第33条 実行委員会は次の会員で構成される

(1)本会の本部役員

(2)本会の専門部代表

(3)本会の特別委員会代表

(4)校長及び教頭

(実行委員会の召集)

第34条 実行委員会は随時会長がこれを招集する。

(実行委員会の権限に属する処理事項)

第35条 実行委員会は次の事項を処理する。

(1)各種専門部によって立案された事業活動計画の調整審議

(2)総会に提出する議案報告書の作成

(3)特別委員会の設置

(4)総会から委任された事務の処理

(5)役員及び委員に欠員が生じた場合の補充

(6)年度予算の編成

(7)軽易な規程類の制定、改正及び廃止の審議

(8)その他必要事項の処理

2 前項第8号によって決議し執行した事項は、直近に開催される総会において報告し承認を得るものとする。

(実行委員会の議決定足数)

第36条 実行委員会における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、会長がこれを決する。

【提案】

第3節 実行委員会

(実行委員会の構成)

第33条 実行委員会は次の会員で構成される

(1)本会の本部役員

(2)本会の**学年委員代表**

(3)本会の特別委員会代表

(4)校長及び教頭

(実行委員会の召集)

第34条 実行委員会は随時会長がこれを招集する。

(実行委員会の権限に属する処理事項)

第35条 実行委員会は次の事項を処理する。

(1)**学年委員代表**によって立案された事業活動計画の調整審議

(2)総会に提出する議案報告書の作成

(3)特別委員会の設置

(4)総会から委任された事務の処理

(5)役員及び委員に欠員が生じた場合の補充

(6)年度予算の編成

(7)軽易な規程類の制定、改正及び廃止の審議

(8)その他必要事項の処理

2 前項第8号によって決議し執行した事項は、直近に開催される総会において報告し承認を得るものとする。

(実行委員会の議決定足数)

第36条 実行委員会における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、会長がこれを決する。

【現行】

第4節 本部役員会

(本部役員会の構成)

第37条 本部役員会は、第12条に定める本部役員によって構成する。

2 会長は、議事内容に応じて本部役員以外の会員を参考人として招致することができる。

(本部役員会の権限に属する処理事項)

第38条 本部役員会は、次の事項を処理する。

(1)総会決議事項の執行

(2)第35条に定める実行委員会案の立案

(3)第25条第4号から第5号に定める機関との日常的な連絡調整

(4)実行委員会の権限に属する審議事項の中で、特に緊急を要する事項の審議

(5)第17条第1号から第4号に定める学年委員との日常的な連絡調整

(6)第22条第1号から第5号に定める地区委員との日常的な連絡調整

2 前項第4号によって決議し執行した事項は、直近に開催される実行委員会において報告し承認を得るものとする。

第5節 専門部

(各専門部の名称及び構成)

第39条 文化部及び広報部を専門部(以下専門部)とし、第16条に定める学年委員によって構成する。

(各専門部の活動)

第40条 各専門部の活動は、別に定める。

2 前項の活動について、本部役員会と相談することができる。

(各専門部員の選出)

第41条 各専門部員の選出は立候補制とする。ただし名数に偏りがある場合は互選とする。

【提案】

第4節 本部役員会

(本部役員会の構成)

第37条 本部役員会は、第12条に定める本部役員によって構成する。

2 会長は、議事内容に応じて本部役員以外の会員を参考人として招致することができる。

(本部役員会の権限に属する処理事項)

第38条 本部役員会は、次の事項を処理する。

(1)総会決議事項の執行

(2)第35条に定める実行委員会案の立案

(3)第25条第4号から第5号に定める機関との日常的な連絡調整

(4)実行委員会の権限に属する審議事項の中で、特に緊急を要する事項の審議

(5)第17条第1号から第4号に定める学年委員との日常的な連絡調整

(6)第22条第1号から第5号に定める地区委員との日常的な連絡調整

2 前項第4号によって決議し執行した事項は、直近に開催される実行委員会において報告し承認を得るものとする。

第5節 学年委員会

(学年委員会の構成)

第39条 学年委員会は、第16条に定める学年委員によって構成する。

(学年委員会の活動)

第40条 学年委員会の活動は、別に定める。

2 前項の活動について、本部役員会と相談することができる。

(各専門部員の選出)

~~第41条 各専門部員の選出は立候補制とする。ただし名数に偏りがある場合は互選とする。~~

【現行】

(各専門部員の任期)

第42条 各専門部の任期は、各学年において選出された時に始まり、学年末までとする。

2 前項にかかわらず、第1学年から第5学年の各専門部員は、学年末以降も翌年度の総会までの期間に限って、活動を行うことがある。

(各専門部三役の設置)

第43条 各専門部には、各部ごとに次の三役をおく。

(1)部代表1名

(2)会計1名

(3)書記1名

2 前項のうち、第2号から第3号に定める三役の人数は標準人数とし、活動の必要に応じ、各部において変更することができる。この場合、本部役員会と協議を行うものとする。

(各専門部三役の選出)

第44条 前条に定める三役は、専門部ごとに互選によって選出する。

第6節 特別委員会

(本部役員候補推薦委員会)

第45条 本部役員候補推薦委員は、実行委員会より数名選出し、会長がこれを委嘱する。

2 役員候補者の推薦委員会は選挙管理委員会の業務を兼ねる。

(臨時の特別委員会の設置)

第46条 本会の運営上必要な場合は、実行役員会での決議によって臨時に特別委員会を設置することができる。

(臨時の特別委員会の構成と選出)

第47条 臨時の特別委員会は、実行委員会から必要となる委員、外部委員等を選出し、その選出された特別委員によって構成する。

【提案】

(各専門部員の任期)

~~第42条 各専門部の任期は、各学年において選出された時に始まり、学年末までとする。~~

~~2 前項にかかわらず、第1学年から第5学年の各専門部員は、学年末以降も翌年度の総会までの期間に限って、活動を行うことがある。~~

(各専門部三役の設置)

第41条 学年委員会には、各部ごとに次の三役をおく。

(1)部代表1名

(2)副代表1名

(3)会計1名

2 前項のうち、第2号から第3号に定める三役の人数は標準人数とし、活動の必要に応じ、**学年委員会において**変更することができる。この場合、本部役員会と協議を行うものとする。

(学年委員会三役の選出)

第42条 前項のうち、**第1号から第2号に定める二役は、学年委員会において**互選によって選出する。

第43条 前項のうち、**第3号は第12条第4号に定める会計にて構成する。**

(三役の任期)

第44条 **三役の任期は、学年委員会において選出された時に始まり、学年末までとする。**

第6節 特別委員会

(本部役員候補推薦委員会)

第45条 本部役員候補推薦委員は、実行委員会より数名選出し、会長がこれを委嘱する。

2 役員候補者の推薦委員会は選挙管理委員会の業務を兼ねる。

(臨時の特別委員会の設置)

第46条 本会の運営上必要な場合は、実行役員会での決議によって臨時に特別委員会を設置することができる。

(臨時の特別委員会の構成と選出)

第47条 臨時の特別委員会は、実行委員会から必要となる委員、外部委員等を選出し、その選出された特別委員によって構成する。

第4号議案 令和6年度 富田林市立小金台小学校PTA実行委員会細則（案）について

富田林市立小金台小学校PTA実行委員会細則改定について下記および別紙の通り同意を求めます

【現行】

【第2章 目的及び活動】

第2条 本会は、専門部会、その他委員会での決定事項、活動報告、懇談会についての報告のほか、会長が招集する必要があると認めた懸案事項について議決することを目的とする。また、緊急時の案件については、実行委員会をもって総会に代行することができる。ただし、決定事項については、次期総会で承認を求めなければならない。

【提案】

【第2章 目的及び活動】

第2条 本会は、**学年委員会**、その他委員会での決定事項、活動報告、懇談会についての報告のほか、会長が招集する必要があると認めた懸案事項について議決することを目的とする。また、緊急時の案件については、実行委員会をもって総会に代行することができる。ただし、決定事項については、次期総会で承認を求めなければならない。

【現行】

【第3章 実行委員会】

第3条 本会は、原則、年2回開催することとする。

第4条 本会は、本部役員、学年委員(専門部の代表)、特別委員会代表、校長、教頭、PTA担当教諭1名で会議を開催する。

第5条 実行委員会は、前条第1項に規定する委員2分の1以上の出席で成立し、議案は出席者の過半数の賛同で議決される。

【提案】

【第3章 実行委員会】

第3条 本会は、原則、年2回開催することとする。

第4条 本会は、本部役員、**学年委員会代表**、特別委員会代表、校長、教頭、PTA担当教諭1名で会議を開催する。

第5条 実行委員会は、前条第1項に規定する委員2分の1以上の出席で成立し、議案は出席者の過半数の賛同で議決される。

【現行】

【第5章 免除申請期間】

第7条 免除申請期間(以下「免除期間」という。)を次のとおりとする。

本部役員…連続して2年を務めたものは、その後の兄弟姉妹についても永

久免除とする。

専門部の代表…3年間

学年委員(専門部の委員)…2年間

【提案】

【第5章 免除申請期間】

第7条 免除申請期間(以下「免除期間」という。)を次のとおりとする。

本部役員…連続して2年を務めたものは、その後の兄弟姉妹についても永

久免除とする。

学年委員会の代表…4年間

学年委員会の副代表…3年間

学年委員(専門部の委員)…2年間

【現行】

【第6章 補則】

第8条 本細則は、実行委員会で3分の2以上の賛成がなければ改正できない。

附則 本細則は、平成17年5月14日から、実施する。

本細則は、平成27年4月1日から、実施する。

本細則は、平成29年12月1日から、実施する。

本細則は、令和3年4月1日から、実施する。

本細則は、令和4年4月1日から、実施する。

【提案】

【第6章 補則】

第8条 本細則は、実行委員会で3分の2以上の賛成がなければ改正できない。

附則 本細則は、平成17年5月14日から、実施する。

本細則は、平成27年4月1日から、実施する。

本細則は、平成29年12月1日から、実施する。

本細則は、令和3年4月1日から、実施する。

本細則は、令和4年4月1日から、実施する。

本細則は、令和6年5月15日から、実施する。

第5号議案 令和6年度本部役員の選任（案）について

PTA本部役員の選任を提案します
本部役員の候補者は以下の通りです

役職名	氏名	児童学年
会長	小川 人士	2年、3年
副会長	日比 玄機	3年、5年
	光岡 佑実子	1年、4年、6年
	杉田 拓也	2年
書記	御前 亜沙美	2年、6年
	中條 佐和子	小金台小学校首席
会計	横山 夏美	1年、4年、5年
	三好 崇浩	小金台小学校教頭
会計監査	丸山 拓也	3年、4年

第6号議案 令和6年度活動計画（案）について

令和6年度活動計画（案）につき下記の通り同意を求めます

学 校 内		
内容	担当	実施時期
PTA総会	会員	書面にて実施
PTA実行委員会	本部・学年委員	年1、2回開催
PTA役員会	本部	随時開催
広報部会	学年委員	随時開催
こがねひら発行	学年委員	年2回程度発行
イエローシート案内	本部	随時実施
小金っこ安全見守り隊	会員	通年実施
立ち番	地区委員	3回以上/月
校内クリーン作戦	本部・学年委員・会員ボランティア	1回以上/年
運動会協力	本部・学年委員・会員ボランティア	11月2日(土)
ふれあい夏祭り協力	本部・学年委員・会員ボランティア	7月27日(土)
会員ボランティア活動推進	本部	随時

学 校 外		
内容	担当	実施時期
明治池中学校区学校協議会	会長	年3回
すこやかネット明治池全体会議	会長・副会長	随時
PTA連絡協議会子育て部会	本部役員	随時
小学校給食会（理事）	本部役員	随時
交通事故をなくす運動会議	本部役員	随時
小金台・明治池小中PTA合同会議	本部役員	随時
市連P関連会議・講演会	本部役員	年3回程度
夜間パトロール	本部役員、地区委員	偶数月第2金曜日

諸事情により、実施時期の延期・中止、開催方法が変更する場合があります。

第7号議案

令和6年度 富田林市立小金台小学校PTA会計 予算案

令和6年度会計予算(案)につき下記の通り同意を求めます

(1)収入の部

款	予算額	備考
会費	1,520,000	200円×7600口(予想数)
前年度繰越金	366,237	
雑収入(補助金)	70,000	防犯灯補助金 ふれあい夏祭り等
預金利息	4	
合計	1,956,241	

(2)支出の部

款	項	目	予算額	備考	
活動費	会議費	会議費	5,000	会議賄い等	
	事務費	事務費	70,000	消耗品費(紙、インク代)、コピーレンタル代	
	PTA保険費	PTA保険費	120,000	行事などの保険代	
	連P分担金	連P分担金	120,000	市PTA負担金・すこやかネット分担金	
	事業費	本部事業費	本部事業費	100,000	本部行事の費用等
		学年委員	学年委員	110,000	部行事の費用等
		地区委員	地区委員	10,000	部行事の費用等
	慶弔費	慶弔費	10,000	お見舞い、香典、お祝い等	
	旅費	旅費	5,000	研修会参加交通費等	
	行事関係補助費	入学式関係補助費	入学式関係補助費	65,000	入学祝い品等
		卒業式関係補助費	卒業式関係補助費	210,000	卒業証書ファイル等
	教育振興補助費	環境整備費	環境整備費	150,000	学校環境整備(テント、トイレ管理等)
		教具教材充実費	教具教材充実費	140,000	教材教具購入費等
		体育充実費	体育充実費	200,000	運動会参加賞等
		情報教育促進費	情報教育促進費	30,000	パソコン関係消耗品等
		教育相談活動促進費	教育相談活動促進費	5,000	相談室活動整備費
		教育活動促進費	教育活動促進費	150,000	教育活動促進消耗品費
		小中一貫教育活動促進費	小中一貫教育活動促進費	100,000	小中教育活動促進消耗品費
	児童安全対策管理費	児童安全対策管理費	25,000	運動会警備員配置	
40周年積立金	40周年積立金	100,000	40周年積立金		
50周年積立金	50周年積立金	50,000	50周年積立金		
図書室等充実補助金	図書室等充実補助金	65,000	図書室等充実の費用等		
補助金	サークル活動補助金	10,000	サークル活動充実の費用等		
通信費		100,000	さくら連絡網利用料		
予備費		6,241	予備費		
合計		1,956,241			